

# 司法書士法人 なのはな法務事務所 ニ ュ ー ス

2008年10月1日 第1号

■鹿児島事務所  
〒892-0842 鹿児島市東千石4番33号  
フィオーレ東千石902  
TEL 099 (814) 8088  
FAX 099 (814) 8089

■指宿事務所  
〒891-0401 指宿市大牟礼1丁目11番8号  
TEL 0993 (24) 5252  
FAX 0993 (24) 5501

まだまだ残暑厳しい今日この頃ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。さて、おかげさまでもちまして指宿事務所を開設してから四年、鹿児島事務所を開設してから二年が経とうとしています。この間にお客様から多種多様な相談を頂戴し、いろいろな経験をさせて頂いております。

その間、より丁寧に、より迅速にお客様のご相談に対応できるようにと、現在では鹿児島事務所に司法書士3名、指宿事務所に司法書士3名の体制で業務をさせて頂いております。

今後とも、質の高いサービスを、可能な限り迅速に必要なとされる方に提供するとともに、消費者講座・相談会等も通じて、広く皆様と触れ合う機会を持って行きたいと思っておりますので、引き続きの暖かいご支援をよろしくお願ひ致します。

## ごあいさつ

## column ●●●

### ヤミ金被害を防ぐために

皆さんは「ヤミ金」といわれる高利で金銭の貸し付けを行う業者がいることをご存知でしょうか。

いわゆる「トイチ」とか「トゴ」という言葉を皆さんも耳にしたことがあるのではないのでしょうか。たまたま持ち合わせがない友人にお金を貸すときに、「トイチでいいからね。」と冗談を言ったことがある方もいらっしゃるかもしれません。実は、お金の貸し借りにも法律があり、利息制限法では、貸し付けた金額にもよりますが、利息は年利15～20%までと定めています。しかし、いわゆる消費者金融は、年利29.2%近くの高利を取っています。実は別に出資法という法律があり年利29.2%以上の利息をとってしまうと罰せられるため、罰せられることのないギリギリの年利29.2%近い利息をとっているわけです。(出資法に違反しない限り、利息制限法に違反しても罰則がない。)消費者金融はこの意味では法律を遵守していますが、ヤミ金のほとんどがこの出資法の年利29.2%を超える貸付を行っています。

さきほど「トイチ」とか「トゴ」のお話をしましたが、皆さんは「トイチ」が年利何パーセントかご存知でしょうか。年利に換算すると約365%になります。

では、ヤミ金の被害を受けないためには、ヤミ金から借りないことが当然ですが、ヤミ金から借りてしまった場合、以下のような対応方法もあります。

#### ★ヤミ金に対して返済する意思がないことを明確に伝える。

→ヤミ金は前述しましたとおり、刑罰が科せられるほどの高利を取っている犯罪者集団であり、ヤミ金とのお金の貸し借りは無効です。そのためヤミ金に対してお金を支払う義務はありません。また刑罰が科せられるほどの高利であれば、返し終わることは非常に困難です。お金を払って解決しようと思ってしまうと、ヤミ金にとっては絶好の「カモ」になってしまうでしょう。

#### ★ヤミ金と戦う姿勢を持つ。

→ヤミ金は借りた本人ばかりでなく、職場の人々や、家族にも電話し、場合によっては暴力的な発言を行います。ヤミ金に借入れをしたことで、周囲に迷惑をかけてしまっている場合も自らがヤミ金と戦う姿勢を持たず、逃げ回っている、周囲の方に理解や協力は得られません。

#### ★警察に相談する。

→ヤミ金は刑罰が科される犯罪行為を行っています。また支払う義務もないため、脅迫罪に該当します。

今回はヤミ金について少しお話をさせていただきましたが、勿論一人で解決することが難しいこともあると思います。当事務所ではヤミ金問題についてのご相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

なのはな法務事務所と福祉活動

なのはな法務事務所では社会福祉の専門職として仕事を始めて一年が経過しました。

社会福祉と聞けば、介護の必要な高齢者や、何らかの障害を持った方々に対するの事と受け取られがちですが、乗り越えるのに誰かの支援が必要となる困難な出来事は誰にでも起こり得ることです。福祉はそんな生活上の困難を人や制度で支えていく事であり、「特別な誰か」だけが恩恵を受けるものではないと思っております。

来所いただく方々の相談内容は、病気、心理的不安、家庭問題にはじまり、嗜癖(アルコールやギャンブル)、DVにいたるまで、表面的には見えづらい問題が実はたくさん隠されているように思えます。

これまで必要なときだけ断片的にしか関わりのなかった法律分野と医療、福祉分野も、

時代のニーズに出来るのかのように、少しずつ繋がりや輪が広がっています。

制度からこぼれ落ちてしまわざるを得ない方がたくさん存在すること事態、大問題ですが、その狭間を少しでも埋めるような取り組みを地道に行っていきたいと考えております。

私は現在、なのはな法務事務所のご側にあるビルに「ボランティアスペース」という事務所を置き業務を行っております。

ボランティアスペース「結い」は、ホームレス生活を余儀なくされている方々への支援を行う「ホームレス生活者支えあう会」と、さまざまな理由でアパート入居の際の連帯保証人を確保できない方々への支援を行う「やどかりサポーター鹿児島」という二つのNPOが共同して運営してい



ます。ホームレス支援の趣旨にご賛同いただいた方々から提供される物資が山積みになり、事務所というより倉庫のようですが、ボランティアの方々と一緒に毎日楽しく活動しております。

生きづらさを抱えておられる方々に対し、希望あるよりよい生き方をサポートできるように今後も活動を続けていきたいと思っております。

社会福祉士・精神保健福祉士 鶴田 啓洋

### 事務員たより

朝見る山の景色や鳥のさえずり、夜には空いっぱい星と、都会では味わえない四季折々を肌で感じながら、鹿児島でお仕事をさせて頂いたでいて四年目となりました。そして今年もやってきた「校区運動会」。また今年も断りきれずに走った百メートル走、地区対抗リレー。結果はどうであれ昨年同様怪我なく走り切った。来年は走らなくて済みますように。」と帰り道思い、空を見上げると今年も私は全身で秋を感じていた。

### お米のカンパのお願い

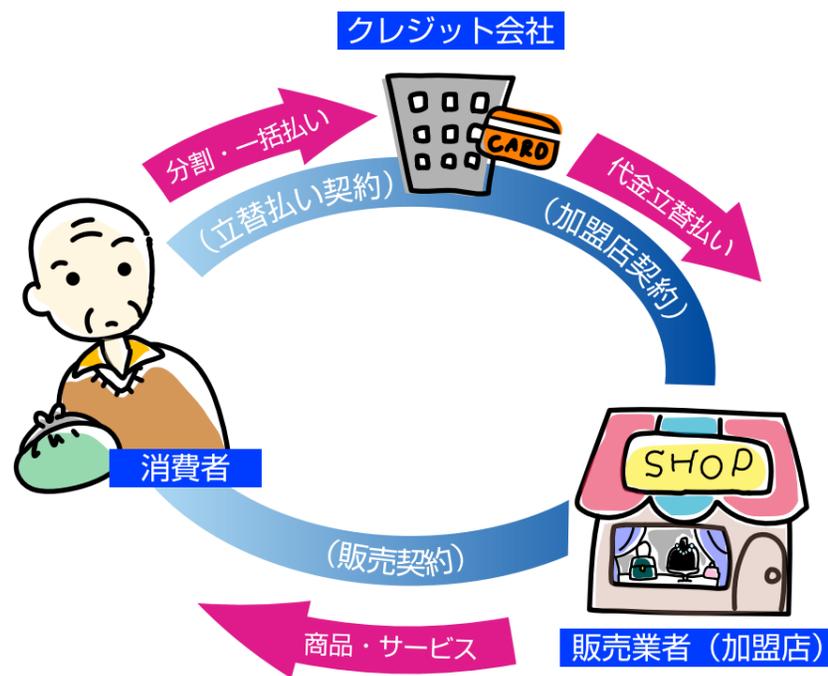
私たちは「野宿生活者を支えあう会」の事務局も運営しております。さまざまな理由で野宿生活を余儀なくされた方が、一人でも多く豊に上がって普通の生活が出来ることを願い活動しております。その活動の一環として野宿生活者の方におにぎり・味噌汁配り、月に一回自炊練習と炊き出しを行い、法律相談等も行ってあります。この活動において、週に7kg、月に約30kgのお米が必要であり、お米のカンパを募集しております。



# 割賦販売法・特定商取引法の改正について

悪質な訪問・通信販売などを取り締まる「特定商取引法」と、クレジット契約のルールを定めた「割賦販売法」の改正が今年の六月十一日に国会で可決されました。(※1)

訪問販売で消費者が結ぶ契約には二種類あります。左の図のように、まず販売業者との間の「販売契約」、もう一つはクレジット会社との間の「立替え払い契約」です。商品品の代金はクレジット会社が全額を販売業者に立替払いをし、消費者はその後クレジット会社に対して分割又は一括で払っていきます。



今回の法律改正はこのような訪問販売形態に関するものです。

これまで、高齢者など弱い立場にある人々を食い物にするため、訪問販売などで契約書型クレジット(※2)を使った悪質商法が大きな社会問題となっていた背景がありました。このようなことを防ぐため今回の法律改正が行われました。ではこれまでの契約書型クレジットの訪問販売と変わるところを見ていきましょう。(下図)

またこの法律改正によって消費者保護のためクレジット会社自身には次のような義務があらたに課せられました。

**その一**  
支払い能力を超えたクレジット契約は禁止!  
(過剰与信調査義務、過剰与信禁止の法定)

**その二**  
クレジット会社が悪質販売業者をチェック!  
(販売契約の個別調査義務と不正与信の禁止)

クレジット業者に、加盟店である販売業者が不当な勧誘行為を行っていないか調査を義務づけ、不当行為があった場合のクレジット契約を禁止しました。

悪徳商法の規制を厳しくするため、今回このような法律改正が行われました。

※1 この改正法律は、平成二十年六月十八日の官報(号外第129号)に公布されましたので、この日より一年六カ月以内に施行されることとなります。

※2 クレジットには二つのタイプがあり、一つはカードを使う「カード型クレジット」、もう一つはカードを使わない「契約書型クレジット」(個品方式)があります。

## 法律問題 Q&A

### Q

現在、私が所有し私が税金を払っている土地があります。しかし、名義は曾爺さんの名義のままです。このような場合、名義を私に変更することが出来るのでしょうか?

### A

この場合の手続きとしては、曾爺さんの法定相続人を全員調べ、その相続人全員からの名義変更に必要な書類への押印等が必要になってきます。そのうち一人でも、印鑑等をもらえない人が出てくると、いわゆる任意での名義変更は不可能であり、その場合訴訟手続きを利用して名義変更することが考えられます。

### ●改正のポイント1

騙されて支払った代金を取り戻せます。

不当な勧誘行為などで販売契約が取消できるときは、クレジット契約も取消ができ、支払ったお金が取り戻せます。これまでは販売契約を解除してもそれまでにクレジット会社から差し引かれた分(既払い金)は戻らない仕組みでしたが、今回の改正でクレジット会社から既払い金を取り戻せることになりました。

### ●改正のポイント2

次々販売の被害を救済する制度ができました。

通常必要とする分量を著しく超える過量販売は、それだけで解約できるルールを設けました。つまり違法まがいの勧誘された方法等を詳しく説明できなくても、買わされた「数」だけを理由に解約が出来るようになりました。この場合、クレジット契約も連動して解除でき、支払った代金を取り戻せるようになりました。高齢者に被害の多い「次々販売」を防げるようにし、「契約したくない」と意思を表示した消費者に対しては再勧誘も禁止されます。

### ●改正のポイント3

「クーリングオフ」の適用範囲が拡大

クーリングオフとは、訪問販売等において契約書を消費者が受け取った日から8日間は無条件にできる制度です。ただこれまでその適用範囲は販売契約を解除しても、それまでにクレジット会社から差し引かれた分(既払い金)は戻りませんでした。しかし今回の改正ではクレジット契約にも適用することになり既払い金の返還責任をクレジット会社にも負わせ、取り戻せることになりました。

